

藤元総合病院からの報告の概要
(11月27日19時00分までに受けたもの)

- 令和2年11月27日12時45分頃、藤元総合病院の放射線業務従事者（以下「従事者」という。）1名が、サイクロトロンを用いてPET薬剤（放射性同位元素（炭素11））を生成していたところ、同病院内のホットラボ室において同薬剤が入った小瓶を誤って落下させてしまい、放射性同位元素を漏えいさせてしまった。
- 当該従事者の被ばく線量について、管理区域から退出するまでの間において汚染した管理区域内の雰囲気から評価した結果、およそ12ミリシーベルトであり、5ミリシーベルトを超える計画外の被ばくがあったことを本日（11月27日）確認した。
- 以上の状況を踏まえ、本日17時04分に放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象（放射線業務従事者の計画外の被ばく）に該当すると判断し、本日18時42分に原子力規制庁へ報告した。
- なお、当該従事者について、被ばく線量が年間の法令線量限度を超えるものではなく、現時点で被ばくによる健康への影響はないと考えているが、念のため、医師による健康診断を受けている。また周辺環境への影響はない。

以上